

【公印・契印（省略）】

総統労第158号  
令和3年8月20日

消費者庁長官 殿

総務大臣

令和3年社会生活基本調査への協力について（依頼）

総務省統計局では、本年10月20日現在で、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、「令和3年社会生活基本調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

社会生活基本調査は、国民が一日のうちのどのくらいの時間を仕事、学業、家事、地域の活動などに費やしているかなどを把握することにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策など、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案等に用いる基礎資料を提供するものです。

近年、総務省統計局所管の統計調査においては、各統計調査の調査員をかたる者による調査票情報等の詐取が発生しており、令和3年社会生活基本調査においても、その発生が危惧されるところです。

つきましては、社会生活基本調査の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、別紙の事項について、統計法第29条第2項の規定に基づき、貴庁への協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、調査の実施に当たっては、感染防止を図りつつ、調査を確実に実施していくため、調査世帯と調査員との接触をできるだけ控える調査方法（オンライン等）を推進するとともに、調査員の健康管理を徹底し体調不良の調査員がお伺いすることがないようにすることとしております。あわせて、政府の対策にのっとり、マスクの着用や咳エチケット等飛沫感染の防止も徹底してまいりますことを申し添えます。

- 1 社会生活基本調査をかたる者による調査票情報等の詐取行為への注意喚起  
かたり調査の発生を防止する観点から、必要に応じ、関係府省と連携し、ホームページ等を活用した社会生活基本調査の正確な理解に資する情報提供とかたり調査への注意喚起を行うこと。
  
- 2 社会生活基本調査に関する照会・相談等への対応  
世帯から社会生活基本調査に関する照会・相談等が消費生活センター等に寄せられた場合、内容に応じて、社会生活基本調査コールセンターの電話番号や世帯が居住する都道府県の社会生活基本調査担当部署の連絡先を案内すること。  
特に、世帯からかたり調査に関する相談等があった場合には、都道府県の社会生活基本調査担当部署に速やかに連絡するように案内すること。